使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合　計
	法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		

記載要領　1．建設業に従事している使用人数を記載すること。

2．「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、労務者及び法人にあっては代表権を有する役員、個人にあってはその事業主は含めないものとすること。

3．「その他技術関係使用人」の欄には、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。